

最高裁秘書第3090号

令和元年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月11日付け（同月12日受付、最高裁秘書第1314号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年5月付け「憲法記念日を迎えるに当たって」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 平成30年5月付け「憲法記念日を迎えるに当たって」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

# 裁判所 Courts in Japan

[裁判所トップページ](#) > [裁判所について](#) > [トピックス](#) > 憲法記念日を迎えるに当たって

## 憲法記念日を迎えるに当たって

平成29年5月

### 憲法記念日を迎えるに当たって

最高裁判所長官 寺田逸郎

日本国憲法施行から70周年を迎えました。憲法に沿って新たに制定され、同時に施行された裁判所法の下で発足した戦後の裁判所も70年を迎えたことになります。裁判所は、今日に至るまで、憲法の下で負託された司法権の行使として、社会に生起する紛争の解決を通じて経済の発展、社会の安定に寄与するべく努めてきました。その間、我が国社会も、それを取りまく環境も、いくつかの節目を経て変化してきましたが、今世紀に入り、その変化はさらに動きを速めているように見えます。今や、情報技術の目覚ましい発展を背景に、経済や金融など多くの事象が国境を超えて相互に作用し合う複雑な状況を呈していて、その反面で、既存の枠組みや秩序への疑念が、様々な場面で顕在化しつつあります。これに加え、近年、東日本大震災に代表される大規模な自然災害が国民生活に深刻な影響を及ぼしていることも我が国社会が抱える大きな課題です。こうした中、国民の権利を救済し、適正な法的紛争解決を通じて「法の支配」を実現することを不变の使命とする裁判所の役割はますます重みを増していると受け止めています。前世紀末から、国民の司法制度に対する期待に応えるため、司法制度改革に伴う各種の制度改正や様々な基盤の整備等が進められてきましたが、裁判所が、このような改革の成果を生かしつつ、これまで以上に、社会の多様でスピーディーな変化に対応できる柔軟性を備え、その法的ニーズに的確に応えていかなければならないという認識は、裁判所内で共通のものとなっていると考えています。

具体的な課題としては、まず刑事裁判について、刑事訴訟法が改正され、多彩な制度が新たに導入されることとなったことから、その適切な運用が求められていることがあげられます。これから施行される証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度は、我が国にはこれまでになかった全く新しい制度ですので、どのような運用がなされるのかについて、関係者の動きを注視しつつ、柔軟な発想で、裁判官同士で議論をするなどして、施行に備える必要がありますし、取調べの録音録画制度の裁判員裁判への影響等についても検討を深めていくことが望まれます。

近年、民事事件を中心に、社会経済や国民生活に大きな影響を与える事件が司法に持ち込まれ、裁判所の示す判断に対する社会の関心が高まりを見せていることや、家族のありようが大きく変化し、これを受けて、家庭をめぐる解決が困難な紛争が増加するとともに、その内容も深刻の度を増していることは、再三申し上げているとおりです。裁判所の審理判断の質の水準は個々の裁判官の自覚や研修などの工夫を通じて高まっていると思う一方、国民から信頼される裁判所であり続けるために、裁判の質の向上に向けて更に不断の努力を積み重ねていかなければならないことを痛感します。のために、紛争の実体を的確に把握し、法的な視点から検討を加え、合理的な期間内に妥当な結論を導くという、司法本来の役割である紛争解決機能をより一層高めるための取組を継続的に進めて参ります。

日本国憲法の基本理念である「法の支配」の実現は、国際的な課題でもあります。そのため、国際会議などの司法交流の場を通じて、法の支配の理念の浸透に向けた司法の役割について意見交換を重ねていくことが重要と考えています。この秋には、東京でアジア太平洋地域を中心とした高位法曹が集う、法の支配を基本理念とした国際会議が予定されています。そして、その後には、同じく東京で知的財産関係訴訟に関する国際シンポジウムが開催される予定です。このような国際的な意見交換の場を重視し、問題意識を持って関わることは、意義のあることであり、このような機会に「法の支配」の浸透が国際的にも一層の広がりを見せることを期待しているところです。

憲法記念日を迎えるに当たり、「法の支配」の理念の重要性と裁判所に期待される役割の重さを改めて自覚し、裁判所が国民の信頼に応え続けるため力を尽くす所存です。

右メニューへスキップ メインコンテンツへスキップ(スクリーンリーダーをご利用の方、キーボード操作の方のアクセシビリティ向上のため設置)

## 裁判所 Courts in Japan

[裁判所トップページ](#) > [裁判所について](#) > [トピックス](#) > [憲法記念日を迎えるに当たって](#)

### 憲法記念日を迎えるに当たって

平成30年5月

#### 憲法記念日を迎えるに当たって

最高裁判所長官 大谷直人

日本国憲法の施行から71周年となる記念の日を迎えました。

裁判所には様々な紛争が係属しますが、社会経済情勢の急速な変化や価値観の多様化の進展といった要因は、国民の司法に対する見方やニーズにも多大の影響を与えており、長年築き上げてきた判断の枠組みでは解決の困難な訴訟、これから社会のあるべき姿に密接に関わる訴訟などが今後も増加することが予想されます。裁判実務の運用面において、先例に安住することなく不断の見直しに努めるとともに、個別事件の裁判に当たっては、多角的な視点から検討して審理を行い、説得性の高い合理的な判断を示すなど、裁判の質を一層向上させていくことが必要です。

間もなく施行後9年を迎える裁判員裁判は、既に1万件以上の裁判が実施され、6万人を超える方々に裁判員として参加していただきました。法曹三者は、これまでの努力に満足することなく、積み重ねた経験を踏まえて現状の問題点を互いに冷静に分析するなど、より一層国民の理解を得られるような運用の確立に向けた検討を進めていかなければなりません。このほかにも、120年ぶりの債権法改正への対応、新しい刑事司法制度の構築のために導入された諸制度の適切な運用、成年後見制度をより利用しやすいものとするための運用改善、情報通信技術を用いた裁判手続の現代化への対応など、課題は少なくありませんが、それらに着実に取り組む中で、身近な存在として国民から更に信頼される裁判所の実現に向けて努めてまいります。

さらに、これらの大きな課題はいずれも、日本国憲法の下で法の支配を揺るぎないものとするという裁判所の使命に由来するものということができます。憲法記念日を迎えるに当たり、そのような責務に改めて思いを致し、司法に対する国民の期待に応えるために最善を尽くしていきたいと思っています。

---

Copyrights (C) 2005 Supreme Court of Japan. All Rights Reserved.  
写真、イラストおよび画像データの無断転載を禁じます。